

第18号

県住新聞

発行者

県営住宅指定管理者
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
住宅管理課

事務所移転のお知らせ

住宅管理部 新住所
〒880-0874
宮崎市昭和町86番地2
(昭和町バス停)

宮崎学園 ● 大倉通 ● 移転先 ●
ファミリーマート ●
★住宅管理部 (宮崎昭和町支店跡)
一 至市役所 昭和田交差点 至宮崎港 至小樽 ● 協会本部

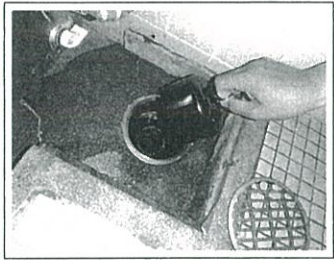
時間外の緊急連絡は
真に緊急の場合のみ!!

「テレビが映らない」「共同灯がつかない」などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

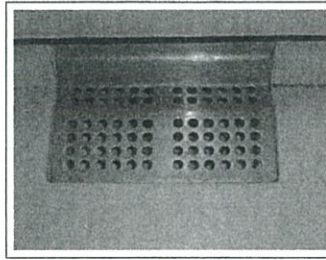
緊急でない場合
↓
翌日8時30分以降に連絡

重要なお知らせ

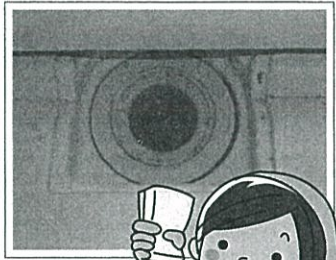
最近、浴室の排水が詰まり下の階に水が漏れて大きな被害を生じさせた事故がありました。髪などの詰まりが原因で、天井や家電製品に被害がでました。日頃の手入れは最も大切で、このような事故の修理費用は、排水を詰まらせた入居者の負担になります。流しの排水は、特に詰まりやすいため、こまめに掃除をしましょう。また、台所は天ぷら油などを直接流すと油膜が付着し、通りが悪くなり、場合によっては排水管が詰まり逆流してあふれることがあります。すぐに水の使用をやめて下の入居者へ連絡しましょう。



ワントラップの場合は、目皿を外して髪の毛などのごみを除きましょう。



ユニットバスの場合も目皿(プラスチック製もあります)を外して掃除をしましょう。



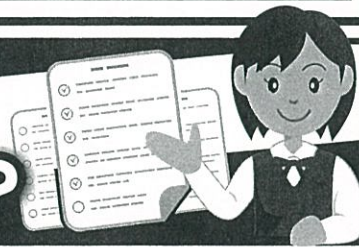
◎家財保険(火災保険)に入りましょう!

水漏れなどにより、階下の方に損害を与えた場合、高額な賠償金を請求される場合があります。賠償責任の補償がついた家財保険に加入すると安心です。

◎自治会へ加入し、住みよい団地づくりをしましょう!

団地の生活は共同生活です。自治会は、入居者の皆さんが団地生活を快適に過ごせるよう、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防災、防犯活動などを行う重要な役割を果たしています。お互いにゆずりあい、助けあって、明るい快適な生活ができるように努めましょう。

「収入申告書」の提出はお済みですか??



「収入申告書」は、みなさまの収入や世帯の状況に応じて、翌年度の家賃を決めるための重要なものです。「収入申告書」が未提出または書類不足がある方には、平成28年9月中旬頃に「収入申告請求書」が発送されます。収入申告を提出しないと今の家賃の2倍～3倍になる方もいます。未提出の方は早急に提出してください。何かありましたら下記の担当管理会社にお問い合わせください。

〈入居中の手続きイロイロ〉

収入申告の他にも色々な手続きがあります。手続きに漏れなどがあると不都合が生じる場合がありますのでご注意ください。

申請の種類	申請の内容(時期)	申請の種類	申請の内容(時期)
入居承認申請	名義人の死亡・離婚等による名義人の退去(発生日から30日以内)	模様替承認申請	手すりを付けたい・インターネットを接続したい・ウォシュレットを設置したい
同居承認申請	新たに同居させようとする場合(同居させる前までに) ※無断で同居させている場合、入居者全員が退去を命じられる場合があります。	明渡届	住宅を退去するとき(退去が決まったら)
入居世帯異動届	子供の誕生・同居者の転居・同居者の死亡(発生日から10日以内)	連帯保証人変更	連帯保証人を変更したい場合(生活環境の変化・保証人の死亡)